

# 主治医の皆様へ

## 「かいごの問診票」参考様式の解説

### 1 問診票参考様式について

- ・本様式は、主治医の皆様への介護に関する医学的所見（介護保険主治医意見書作成など）の一助となりますよう刈谷市が独自に作成した参考様式です。
- ・主治医の皆様のご判断で各医療機関に設置していただき、診察時に必要に応じてお使いいただくものです。（主治医の皆様が現在行っている把握方法を妨げるものではありません。）
- ・主治医の皆様が参考様式をアレンジするなどしてご使用いただいても結構です。

### 2 使用のタイミング（例）

- ・介護保険主治医意見書の作成依頼があったとき。
- ・定期的に状況を把握する必要があるとき。
- ・介護サービスは利用していないが、何らかの介助が必要と考えられるとき。
- ・他の医療機関を退院後、初めての診察のとき。
- ・初診や久々の診察などで状況を把握する必要があるとき。

### 3 回答者について

- ・基本的には患者本人又はその家族ですが、両者が回答できない場合、ケアマネジャーなど普段の状況を把握している方が回答してもよいと考えます。

### 4 問診票の項目について

- ◎介護保険主治医意見書作成に活用できるよう項目を設定しています。回答内容を踏まえて主治医の皆様の総合的な判断により作成をお願いします。
- なお、回答は、回答者が答えられる範囲で回答することを想定していますので、回答がないから「ない」ということではありませんのでご注意ください。

問診票の項目	介護保険主治医意見書活用（例）
身長/体重、利き腕	・ 3-(5) 身体の状態
(1) 現在、他の医療機関にかかっていますか。	・ (3) 他科受診の有無 1 傷病に関する意見
(2) 体の動きはどうですか。	・ 3-(1) 障害高齢者の日常生活自立度
(3) もの忘れはどうですか。 注) 自立度「M」に相当する項目は設けていません。	・ 3-(2) 認知症高齢者の日常生活自立度 長谷川式スケール実施検討
(4) こんなことはありますか。 前段 1 項目 後段 5 項目（「尿をもらすことがある」以下）	・ 3-(3) 認知症の周辺症状 ・ 4-(3) 現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針
(5) 普段どのようにしていますか。 ① 屋外で歩いていますか。 ② 移動に使っていますか。 ③ 食事は自分で食べられますか。 ④ トイレは自分でできますか。 ⑤ 体を自分で洗えますか。 ⑥ 着替えは自分でできますか。	・ 4-(1) 移動 ・ 4-(2) 食事行為 ・ 5 特記すべき事項
(6) 以前と比べて変わったことや困っていることなどをご記入ください。	・ 5 特記すべき事項

### 5 刈谷市における要介護認定申請時の対応

- ・刈谷市では、要介護認定申請時に患者本人又はその家族等が、患者の普段の状況について、主治医の皆様にお伝えしたいことがある場合希望により、刈谷市「かいごの問診票」を提出してもらいます。
- ・提出された問診票は、介護保険主治医意見書依頼書とともに刈谷市から主治医の皆様宛てに送付いたしますので、意見書作成の参考にしてください。